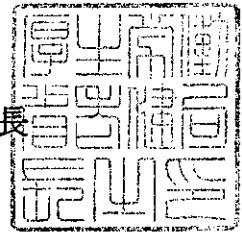


老発第0105001号

平成16年1月5日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長



「指定痴呆対応型共同生活介護（痴呆性高齢者グループホーム）の適正な普及について」の廃止について

今般、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号）及び「痴呆性高齢者グループホームの適正な普及について」（平成13年3月12日老計発第13号）の一部を改正し、平成16年2月1日より、痴呆性高齢者グループホームの設置に関する用途地域規制の見直しを行い、併せて関係通知の整理統合を行うこととしたところであるが、この関係通知の整理統合の一環として、「指定痴呆対応型共同生活介護（痴呆性高齢者グループホーム）の適正な普及について」（平成13年3月12日老発第83号）を平成16年2月1日付けで廃止することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るようになされたい。